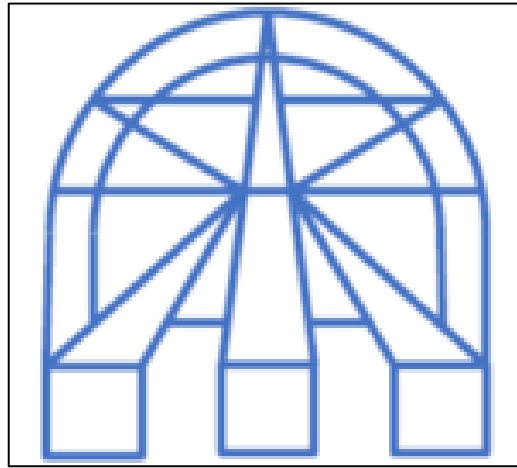


令和8年度
みらい青空学園
部活動方針



令和8年4月1日～令和9年3月31日

みらい青空学園

生活・特活部

旭丘中学校版

1 本方針策定の趣旨等

- 本方針は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および東京都教育委員会の「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」、
「練馬区教育委員会としての部活動のあり方に関するガイドライン」に則り、みらい青空学園部活動ガイドラインとして位置付ける。

(1) 本方針の対象範囲

- 本方針は、7年生～9年生の部活動を対象とする。

(2) 望ましい部活動のあり方

- 本方針は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ることや、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組み、生徒の自主性・自発性を尊重し、生徒への過度な負担がかかることのないよう留意する。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築するとともに、地域や家庭の理解と協力のもと、生徒の健全育成を行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

- ① 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成する。
- ② 上記アの活動方針および活動計画等を関係生徒、保護者に周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 生徒や教師の人数等を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。
- ② 部活動顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意する。
- ③ 顧問は、部活動の活動計画を立てる際に、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学省）」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日文科科学省）」および「練馬区立学校園における教員の働き方改革推進プラン（改定）（令和7年2月練馬区教育委員会）」を踏まえ、ライフワークバランスを考慮したものになるようにする。

3 適切な指導の実施

部活動の実施に当たっては、東京都教育委員会の「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、適切に対応する。

4 適切な休養日等の設定

- ① 部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養および睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- ア 学期中は、原則として週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、定められた休養日が確保できない部活動は、他の日に振り替える。
- イ 長期休業中の休業日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- ア 1日の活動時間は長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等も含む。）および長期休業中は3時間程度とする。
- イ 各顧問は上記の基準を踏まえ、各部活動の休養日および活動時間等を前月中に設定し、生徒・保護者に周知する。
- ウ 具体的な目安としては、年間100日以上以上の休養日を設定し、そのうち50日以上は週休日に休養日を充てることを基本とする。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1) 生徒の自主的、自発的な活動を促す活動体制の構築

生徒の自主的、主体的な活動を促すような部活動の体制を構築するために、これまでの顧問主体で行っていた練習計画の立案や練習方法等の指導体制のあり方を見直し、生徒が主体となって目標を設定し、その実現のために生徒自身が対話的に関わりながら、活動計画を立案、実行、改善するような取組を目指していく。

(2) 地域との連携等

教育委員会と連携をとり、生徒の部活動環境の充実の観点から、学校や地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、社会教育施設の活用、各種団体との連携、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った学校と地域が協働・融合した形での地域における活動環境整備を進める。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

生徒や顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等や地域の行事、催し等をその都度精査する。

7 その他

- ・各部活動で年間活動予定を作成し、部活動顧問会で保管する。
- ・各部活動で月別活動予定・月別活動実績を作成し、部活動顧問会で保管する。
- ・長休業中は各部活動の活動予定を部活動顧問会で集約する。
- ・外部指導員がいる場合には、毎月、活動報告を行う。
- ・各部活動ごとに日程を調整し、保護者会を実施する。